

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和4年12月23日

香芝市長 福岡 憲 宏

香芝市条例第30号

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例の一部を改正する条例

香芝市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担に関する条例（令和元年条例第6号）の一部を次のように改正する。

別表備考6を削り、同表備考7中「のうちに小学校就学前子ども以外の者がある」を「が2人以上いる」に、「又は第4階層のうち市町村民税の所得割額が57,700円未満」を「から第11階層までのいずれかの階層」に改め、「は半額、3人目」を削り、同表備考7を同表備考6とする。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の別表備考6の規定は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第27条第1項に規定する特定教育・保育及び同法第29条第1項に規定する特定地域型保育（以下「特定教育・保育等」という。）が行われた月が令和5年4月以後の場合における利用者負担額について適用し、特定教育・保育等が行われた月が同年3月以前の場合における利用者負担額については、なお従前の例による。